

(1) 保護者等が会社員の場合

令和7年度 給与所得に係る〇〇市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与区 所得区	営業 等	農 業	不 動 産	利 子	配 当	給 与	譲 渡 ・ 一 時	課 税 標 準	総所得金額①	総所得③
	給与所得(所得金額調整控除後)											山林所得	
	その他の所得計											分離短期譲渡	
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤		控 除	扶養親族該区分	本人該区分	繰越損失					
	医療費		配偶者			特同老16歳未満	その他障	未成年者障	ひとり親	勤労学生			
	社会保険料		配偶者特別			配	定	老					
	小規模企業共済		扶養										
	生命保険料		基礎										
地震保険料		所得控除合計②											
(適要)													

「課税標準額」を基に計算してください。

「令和7年度」であることを確認してください。

税 額	市	税額控除前所得割額④		納 付 額	6月分		受給者番号	氏名	指定番号
	町	税額控除額⑤			7月分				
	村	所得割額⑥			8月分				
		均等割額⑦			9月分				
		税額控除前所得割額④			10月分				
	道	税額控除額⑤		11月分					
	府	所得割額⑥		12月分					
	県	均等割額⑦		1月分					
		森林環境税額⑧		2月分					
		特別徴収税額⑨		3月分					
		控除不足額⑩		4月分					
		既充当・既委託納付額⑪		5月分					
		既納付額⑫							
		差引納付額(⑨-⑫-⑩, ⑪)							
		変更前税額⑬							
	増減額(⑨-⑬)								
	変更月								

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求することができます。この特別徴収の決定の取り消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として、(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

〇〇市町村長 氏 名 ㊟

問合せ先